平成２８年（フ）第３５号
新潟県燕市東太田2644番地　レオネクストフォール108号
債務者　小林絵梨花
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２８年（フ）第２３号
京都府京丹後市網野町浅茂川223番地
債務者　田中　洋子
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２８年（フ）第４８号
長崎県諫早市泉町７番８号、旧住所長崎県諫早市西栄田町477番地１　ニューライフメゾニティーＩ202号
債務者　有塚有梨朱
1　決定年月日時　平成28年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第２号
盛岡市津志田15地割39番地15
債務者　梅津　雅昭
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第３１号
山形県鶴岡市切添町２番13号　サンライズ切添Ａ棟202
債務者　伊藤　直美
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２８年（フ）第３３号
岡山県美作市吉17番地２　ビレジ北山Ｃ－102、前住所奈良県香芝市鎌田420番地の１（寿住宅18号）
債務者　鷹取　春樹
1　決定年月日時　平成28年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第４０号
岡山県津山市高野本郷1266番地20　第７パークハイツ　317号、前住所岡山県津山市山北547番地　竹元借家
債務者　**廣**見　孝子
1　決定年月日時　平成28年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第１０６号
香川県高松市多肥上町149番地１　ニューエルディム小山Ａ－201
債務者　松岡純一郎
1　決定年月日時　平成28年６月23日午前10時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１０７号
香川県高松市多肥上町149番地１　ニューエルディム小山Ａ－201
債務者　松岡　瑛子（旧姓下瀬）
1　決定年月日時　平成28年６月23日午前10時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１１７号
香川県高松市東山崎町514番地　市住35－166
債務者　小川　朔直
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後１時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１２５号
香川県高松市松縄町1042番地18
債務者　六車　哲也
1　決定年月日時　平成28年６月23日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５４号
長崎県諫早市多良見町シーサイド１番地321
債務者　濱田由香理
1　決定年月日時　平成28年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第８７号
茨城県土浦市荒川沖６－110　介護老人保健施設　常総の郷、住民票上の住所茨城県土浦市中村南五丁目14番１号　荒井力夫方
債務者　鈴木　盛隆
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第５８号
静岡県富士宮市大岩1888番地の４　ハイツ・ビルバレー105
債務者　藤﨑富未果
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第３０号
鹿児島県奄美市名瀬港町18番17号
債務者　船引　　晄
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２８年（フ）第５９号
秋田市新屋田尻沢中町10番21号　プランドール202号
債務者　伊藤　陽子
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９１号
長野県松本市大字岡田町471番地11
債務者　井出　春夫
1　決定年月日時　平成28年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
長野地方裁判所松本支部